高原町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱

令和８年10月29日
総　　務　　課

（趣旨）

第１条　この要綱は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第１項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務に関して町が自衛隊に提供する募集対象者情報について、当該情報の提供を希望しない者からの除外申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 募集対象者　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有する者のうち、募集対象者情報を提供する年度の翌年度に18歳又は22歳に達するものをいう。

(2) 募集対象者情報　自衛官等の募集事務のため、町が自衛隊に提供する募集対象者の氏名、住所、生年月日及び性別をいう。

(3) 除外申請　募集対象者情報から自己に係る情報を除外するよう町長に申請することをいう。

（除外申請の対象者）

第３条　除外申請の対象となる者は、募集対象者のうち、自衛隊への募集対象者情報の提供を希望しない者とする。

２　住民基本台帳事務における支援措置の対象者その他町長が情報提供を適当でないと認める者については、除外申請の有無にかかわらず、募集対象者情報から除外するものとする。

（申請者）

第４条　除外申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 募集対象者本人

(2) 募集対象者の法定代理人

(3) 募集対象者本人から委任を受けた任意代理人

（除外申請の方法）

第５条　除外申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、高原町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報除外申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の申請書を提出する際、次に掲げる書類を提示し、又は郵送により申請する場合は、その写しを提出しなければならない。

(1) 募集対象者本人が申請する場合は、本人確認書類
(2) 法定代理人が申請する場合は、募集対象者本人及び当該代理人の本人確認書類並びに代理権を確認できる書類
(3) 法定代理人以外の代理人が申請する場合は、募集対象者本人及び当該代理人の本人確認書類並びに募集対象者本人が作成した委任状

３　町長は、住民基本台帳その他町が保有する公簿等により確認できる事項については、当該書類の提出を省略させることができる。

４　除外申請は、町長が別に定める期間内に、窓口への持参又は郵送により行うものとする。

（除外申請の審査及び決定）

第６条　町長は、前条の規定による除外申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る募集対象者情報を自衛隊に提供する情報から除外することを決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により除外を決定したときは、高原町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報除外決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

３　町長は、除外申請を認めないこととしたときは、高原町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報除外不承認通知書（様式第３号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（募集対象者情報からの除外）

第７条　町長は、前条第１項の規定により除外を決定した者について、自衛隊に提供する募集対象者情報から当該者に係る情報を除外するものとする。

２　前項の規定による除外は、当該申請に係る募集対象者情報の提供年度に限り有効とする。

３　18歳に達する年度に係る除外申請を行った者が、22歳に達する年度に係る募集対象者情報の提供についても除外を希望する場合は、改めて除外申請を行うものとする。

（申請情報の管理）

第８条　町長は、除外申請により取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、適正に管理するものとする。

２　除外申請により取得した個人情報は、当該除外申請に係る事務の処理以外の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、除外申請に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月29日から施行する。